

記載例

	※農地調整室受付	※農林事務所受付	※農業委員会受付

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定(移転)したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

平成 年 月 日

福島県知事様

記

1 申請者の氏名、住所及び職業

氏名・現住所は登記簿謄本と合致させること。住所が登記簿上の住所と異なる場合は住民票を添付すること。

当事者の別	氏名	印	職業	現住所
譲受人 (被設定人)	いわき 一郎	※認印で可	農業兼会社員	いわき市平字堂根町4番地の8
譲渡人 (設定人)	いわき 二郎	※認印で可	農業	いわき市平字梅本21番地

【代理人】【行政書士の氏名、行政書士の印、職業＝行政書士、事務所の所在地を記載すること】

(様式第8-2号-2)

2 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名

郡市町村名		いわき市							
譲渡人 (設定人) の氏名	大字・字	地番	地目		面積 ㎡	利用状況	10a当たり 普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域・市街化調整区域・未線引き区域・都市計画区域外の別
			登記簿	現況					
いわき二郎	〇〇町△△字××	〇	畑	畑	353	普通畑	白菜 500kg	いわき二郎	市街化調整区域
		注意事項							
		○ 複数の権利を設定等する場合は、その権利設定の別に記載すること。							
		○ 一筆の一部を転用する場合は内数により転用面積を記載すること。							
		※ 一部の場合は、面積計算書や求積図などの書類添付が必須である。							
		○ 転用しようとする土地が、『農用地区域』の指定の有無を確認すること。							
計		1 筆 353 ㎡(田 353 ㎡、畑 353 ㎡)							

所有者と耕作者が一致しない場合は、耕作者の同意が必要となる。

3 転用計画

(1) 転用の目的	(2) 権利を設定し、又は移転しようとする理由の詳細					【例】両親の高齢化に伴い、営農労働力が不足しているため、実家に近接する当該申請地に分家住宅を建築し、援農を行うため。
一般住宅(分家住宅)	転用の目的や必要性を具体的に記載すること。 更に詳細は別紙事業計画書に記載すること。					
(3) 事業の操業期間又は施設の利用期間	許可日から 永久 年間 (一時転用の場合:平成 年 月 日から 月間)					
(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	工事期間	平成 年 月 日 ~ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (許 可 日)			
		名称	棟数	建築面積 ㎡	所要面積 ㎡	備考
	土地造成	分家住宅敷地			353.0	開発区域内併用地面積を含む。 併用地:〇町△字×□番地(宅地21㎡)
	建築物	分家住宅	1	111.7		軽量鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
	小計		1	111.7	353.0	
	工作物					開発区域内併用地面積を含む。
	小計					
	計		1	111.7	353.0	

4 権利を設定・移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	その他
所有権	移転	許可後	永久	贈与

5 資金調達についての計画

収入		支出	
自 己 資 金	2,500,000	用 地 費	
借 入 金	27,500,000	造 成 費	3,500,000
補 助 金		建 築 費	23,500,000
()		諸 経 費	3,000,000
()		()	
計	30,000,000	計	30,000,000

6 転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

土砂の流出等の災害を防止するための措置：周辺土地の状況 北側： 雑種地 東側： 宅地 南側： 県道 西側：
【例】敷地は整地後十分な転圧を施し、南側県道方向に勾配を取った上でアスファルト舗装を施す。また、隣地の境界にはブロック塀を設置し土砂の流出を防除する。
具体的に記入すること。また、上段には申請地の四方の状況を記載すること。
農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置：
【例】生活雑排水は敷地内の合併処理浄化槽で処理した後、南側県道既設側溝へ流出させ、雨水については、敷地内で集水するとともに、南側県道方向に勾配をとり、県道既設側溝へ流出させる。
雨水及び排水の計画を具体的に記入すること。
周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照等)に支障を及ぼさないための措置：
【例】申請地は県道及び宅地等で分断されていることから、農地の集団性は損なわない。また、建築面積を抑え、東側よりに建物を建築することで、西側畑の日照に影響は及ぼさない。
休耕地等は営農を再開することを前提に考え、集団性や日照に関する影

7 その他参考となるべき事項

都市計画法第34条第14号に該当し、現在申請中

(記載要領)

1 「当事者の氏名、住所及び職業」

- (1) 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができます。
- (2) 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容をそれぞれ記載してください。
- (3) 代理人が申請の手続きを代理して行う場合は、余白に「代理人」として、「行政書士の氏名、行政書士の印(本人が自署する場合は省略することができます)、職業(行政書士)、事務所の所在地」を記載してください。
- (4) 譲渡人が2人以上である場合等には別紙として作成し、様式第○号-1と様式第○号-2の間に綴り込んでください。

2 「許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名」

- (1) 「利用状況」欄には、田にあつては二毛作、一毛作の別、畑にあつては普通畑、果樹園、桑園、牧草地又はその他の別、採草放牧地にあつては、主な草名又は家畜の種類を記載してください。
- (2) 「10a当たり普通収穫高」欄には、採草放牧地にあつては、採草量又は家畜の頭数を記載してください。
- (3) 「市街化区域・市街化調整区域・未線引き区域・都市計画区域外の別」欄には、申請地が都市計画法による市街化区域(用途区域名を含む。)、市街化調整区域、未線引き内用途区域(用途区域名を含む。)、未線引き内用途区域外又は都市計画区域外のいずれかを記載してください。
- (4) 「譲渡人の氏名」欄は譲渡人の順に名寄せして記載してください。

3 「権利を設定・移転しようとする契約の内容」

権利の種類が複数ある場合は、複数段に記載してください。

4 「転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要」

災害(土砂の流出又は崩壊、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等)を防止するための措置、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置等周辺の農地に係る営農条件(集団農地の蚕食又は分断、日照、通風、農道、ため池等)に支障を及ぼさないための措置を記述してください。

5 「その他参考となるべき事項」

- (1) 以前、転用許可を受けたが工事未完了案件がある場合には、転用許可日、工事の進捗状況、未完了の理由及び完了させる見込みを記述してください。
- (2) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

(別紙) 申請書の1の欄 当事者の氏名・住所・職業

[illegible]